

第28回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- 5. 業務の適正を確保するための体制
- 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

個別注記表

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

東京日産コンピュータシステム株式会社

報告事項の「５．業務の適正を確保するための体制」

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置する。
- ② コンプライアンス委員を任命し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ③ 役員及び社員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定する。社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行うこととする。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、総務・ＩＲ部では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

（２）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適正に管理する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、それに準拠した管理体制の整備を図る。
また、当社を取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応を行うとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。
コンプライアンス委員会に予防的リスクマネジメントの役割を持たせる。

（４）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

（５）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加えグループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規則を整備する。
- ② グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

③ 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務のサポートをする。

また、当該使用人の人事異動・評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

また、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が定期的に役員及び社員から職務執行の状況に応じて、報告を受けることができる体制を整備する。報告・情報提供としての主なものは、下記のとおりとする。

- ・当社の重要な会計方針、基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じ、コンプライアンス規程と内部通報制度を役員及び社員に周知徹底する。

(10) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他の監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われていることを確保するため、監査・経理・総務等の関連部門が監査役 of 業務の補助をする。

(12) 財務報告 of 信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制 of 整備及び運用に関する基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制 of 構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

報告事項の「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況」

当社は、上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」を整備しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を19回開催し、重要事項や業績報告及びその対策について十分に議論して意思決定をしております。監査役は取締役会の意思決定に対し、経営、法律、財務・会計に関するそれぞれの専門性に基づく中立的な監視を実施しており、経営の監視体制が十分に機能していると判断しております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を13回開催し、取締役会に出席するほか、稟議書等の重要文書を閲覧する等により、監査の実効性を確保しております。また、代表取締役や業務執行取締役及び会計監査人との定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、監査室との連携を図り、実効性のある監査の実施に努めております。

(3) コンプライアンス及びリスクの管理について

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程を制定し企業倫理の実践を図るためコンプライアンス委員会を設置、内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。また、役員及び社員に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。リスク管理については、リスク管理規程を制定し、経営リスクに直面したときの対応について、対策本部の設置、業務、責務等を定めております。

(4) 財務報告の信頼性を確保する取組について

財務報告の信頼性を確保するための体制について「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定しており、この方針に基づき当社の監査室が内部統制システム全般の整備・運用状況について有効性の評価を実施しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の …… 期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によって
おります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の …… 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕 掛 品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 …… 定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無 形 固 定 資 産 …… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実と認められる期間(3～5年)、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リ ー ス 資 産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 長 期 前 払 費 用 …… 均等償却によっております。

なお、主な償却期間は3年であります。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ソフトウェアの受託開発契約に係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受託開発契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の受託開発契約については工事完成基準を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、明瞭性の観点から表示科目の見直しを行った結果、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、明瞭性の観点から表示科目の見直しを行った結果、当事業年度より「固定資産除売却損」として表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 43,291千円 |
| (2) 短期金銭債務 | 16千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 478,078千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との間の取引高

営業取引

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 売上高 | 410,804千円 |
| ② 売上原価 | 25,426千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 933千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | |
| 普通株式 | 1,260,000株 |
| 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 | |
| 普通株式 | 140株 |
- (注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
- | | |
|--|------------|
| 3. 剰余金の配当に関する事項 | |
| (1) 配当金の支払額 | |
| 平成27年6月18日開催の第27回定時株主総会による配当に関する事項 | |
| ・ 配当金の総額 | 32,758千円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 26円 |
| ・ 基準日 | 平成27年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成27年6月19日 |
| (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの | |
| 平成28年6月17日開催の第28回定時株主総会による配当に関する事項 | |
| ・ 配当金の総額 | 39,055千円 |
| ・ 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・ 1株当たり配当額 | 31円 |
| ・ 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成28年6月20日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。借入金は、主に短期的な運転資金の調達によるもので、月内に借入を行い、月末までには返済を行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に関しては、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、平成28年3月31日現在、借入金残高はありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,389,148	1,389,148	—
(2) 売掛金	1,725,377	1,725,371	△5
(3) 投資有価証券 その他有価証券	71,434	71,434	—
資産計	3,185,961	3,185,955	△5
(1) 買掛金	1,268,442	1,268,442	—
(2) 未払金	169,498	169,498	—
(3) 未払費用	70,141	70,141	—
(4) リース債務	60,775	60,552	△222
負債計	1,568,857	1,568,635	△222

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	71,393	40,969	30,424
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	41	58	△ 17
合計		71,434	41,028	30,406

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年3月31日
非上場株式	4,000

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	1,389,148	—	—
売掛金	1,724,158	1,218	—
合計	3,113,307	1,218	—

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	60,775	—	—	—	—	—
合計	60,775	—	—	—	—	—

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

① 流動資産

賞与引当金	20,275千円
未払事業税	2,791千円
税務上の繰越欠損金	25,879千円
その他	6,655千円
小計	55,601千円

② 固定資産

退職給付引当金	83,054千円
---------	----------

貸倒引当金	7,578千円
その他	6,648千円
小 計	97,282千円
評価性引当額	△ 13,200千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△ 9,310千円
繰延税金資産(固定)合計	74,770千円
繰延税金資産合計	130,372千円

(2) 繰延税金負債

固定負債

その他有価証券評価差額金	△ 9,310千円
繰延税金資産(固定)との相殺	9,310千円
繰延税金負債(固定)合計	—千円
繰延税金負債合計	—千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6,854千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,377千円、その他有価証券評価差額金が522千円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	日産東京販売ホールディングス(株)	被所有 直接 (53.8%)	当社商品の販売等	当社商品の販売等	410,804	売掛金	43,291

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,796円31銭
2. 1株当たり当期純利益	101円13銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。